

金沢星稜大学学会教養教育部会規程

(目 的)

第1条 この規程は、金沢星稜大学学会会則（以下「会則」という。）第9条第5項の規定に基づき教養教育部会（以下「部会」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 部会は、会則で定める正会員及び学生会員のうち金沢星稜大学教養教育部の正会員で組織し、所属する正会員の互選により次の各号に掲げる委員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 部会委員 若干名

2 部会長は、部会の企画・運営等を総括するとともに、会則第6条第3項に定める部会長の任務に当たる。

3 部会委員は、紀要等の編集・発行並びに研究会及び講演会の開催等の任務を遂行する。

(編集委員会)

第3条 部会に、紀要等の編集・発行を円滑かつ適正に進めるため、編集委員会を置く。

2 前項に規定する編集委員会の構成及び業務等に関する事項は、別に定める。

(協議・実施事項)

第4条 部会は、次の各号に掲げる事項を協議し、実施する。

(1) 事業の立案及び実施に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 紀要の編集・発行に関する事項

(4) 役員会から委任された事業等に関する事項

(5) その他部会の業務に関する事項

(運 営)

第5条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会は、所属する正会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 部会の議事は、出席正会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会の各事業の実施・運営等に関する事項は、別に定める。

(事 務)

第6条 この規程に関する事務は、金沢星稜大学総合研究所の所管とする。

(その他の事項)

第7条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、金沢星稜大学学会役員会（以下「役員会」という。）が定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、役員会の議を経て、会長が行う。

付 則

この規程は、平成24年6月20日に制定し、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年3月14日に編集委員会を設置するほか、語句の一部を修正し、平成28年4月1日から施行する。